

報告第 3 号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第2項の規定により，議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので報告する。

令和元年6月14日

調布市長 長友貴樹

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和元年5月9日

調布市長 長 友 貴 樹

市は、市が管理する市庁舎駐輪場内の看板が倒れたことにより人身に損害を与えた事故による保険給付に係る損害賠償の額を次のとおり決定する。

- 1 損害賠償の額 19,838円
- 2 損害賠償の相手方

調布市小島町2丁目35番地1

調布市（保険者）

代表者 調布市長 長 友 貴 樹